

令和8年3月5日公開分

見積依頼票	調達番号	0305-7-1 ①	
調達件名	A重油(機動隊・単価契約)等の購入		
規格仕様	下記仕様のとおり		
仕 様			
物品名	規格	数量	備 考
A重油(機動隊・単価契約)	仕様書のとおり<規格限定>	0以内 9,600	
—			
摘 要	本件は単価契約ですので、 1リットル当たりの単価 を見積書に記載して下さい。 契約締結日は令和8年4月1日とし、落札者には、契約時に単価契約書又は単価請書を提出いただきます。		
参考事項	本件にかかる予算が岡山県議会において議決されることが、契約締結の条件となります。 「オープンカウンター説明書」をご確認の上、見積書を作成して下さい。		
納入期限	契約期間：令和8年4月1日から令和8年9月30日まで		
納入場所	機動隊(岡山市北区いずみ町11-21)		
見積書提出期限	令和8年3月19日(木)13時		
見積書提出場所	出納局用度課調達班(岡山市北区内山下2-4-6 地下1階)		
見積に係る照会先	出納局用度課管理班(Tel 086-226-7538)		
要求課(仕様に係る照会先)	警察本部会計課 直通番号(086-234-0110)		
参加資格	「オープンカウンター説明書」に記載の <u>見積参加者に必要な資格要件</u> のとおり		
その他	<p>1 仕様欄に【同等品可】と記載している場合は、「同等の規格品」による見積もりを認める。 同等品で見積もる場合は、見積書提出前に要求課の承諾を得ること。また、見積書の規格には承諾を得た規格を記入し、備考欄に承諾を受けた年月日、担当者名を記入すること。 <u>なお、【同等品可】との記載がない場合は、同等品による見積もりを認めない。</u></p> <p>2 仕様欄に見本がある旨記載している場合は、見本を見積書提出場所に見積書提出期限まで提示する。</p> <p>3 この見積依頼票に記載のない事項については、オープンカウンター説明書による。</p>		

規格仕様書

- 1 品質、規格 A重油（JIS）1種
- 2 納入期間 令和8年4月1日から令和8年9月30日まで
- 3 納入場所 機動隊（岡山市北区いずみ町11-21）
- 4 購入予定数量 9,600リットル
（この数量は予定数量であり、達しない場合もある。）
- 5 検査
納入の際は、タンクローリー車の積載数量等を係員が立会確認の上、3のオイルタンクに給油すること。
係員が必要とした場合は、納入期間中1回以上、分析機関へ分析試験（発熱量、硫黄分等）を依頼し、その報告書を提出すること。なお、その手数料は納入業者の負担とする。
- 6 請求方法
納入先ごとに毎月末日に集計し、1リットル当たりの契約単価（消費税及び地方消費税を含む。）に、1か月間の納入数量を乗じた金額を請求する。請求額に1円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てるものとする。
請求書は、警察本部会計課（岡山市北区内山下2-4-6）へ送付すること。
- 7 納入時の留意事項
(1) 納入は、係員からの連絡により行うこと。
(2) 貯油タンクの給油口とタンクローリー車のホースとの接続管は、納入業者において用意すること。
(3) 1回の納入予定数量は、1,000リットル～3,000リットル程度とする。
- 8 納入時における災害対策について
荷下ろし作業中に漏油が発生した場合は、直ちに漏出を防ぐ措置を講じて重油の流出及び拡散の防止に努めるとともに、二次災害を防ぐため、消火器、吸着マット及び砂等を使用して発火を防ぐこと。
なお、重油を含んだ吸着マット及び砂等の処分は、納入業者において法的に適正な処理を行うこと。
また、早急に原因を究明し、報告を行うこと。
- 9 契約単価の変更
契約締結後において、市場価格に著しい変動があった場合は、協議の上契約単価の変更を行うことができるものとするが、変更条件は原則として次のとおりとする。

(1) 価格の基準資料

一般財団法人経済調査会が旬刊で発行する「デジタル物価版『石油製品編』」の各月中旬号のミニローリー渡しA重油・一般（月間2KL程度）の岡山価格（税抜）に消費税相当額を加算した額（以下「調査価格」という。）を基準とする。

(2) 変動の要件

当初契約単価の変更を行うのは、4月調査価格を基準とし、1円以上（税込）の変動が生じたとき。

(3) 変更する単価の決定

上記（2）の変動額により、契約単価（税込）を加減する。

(4) 契約単価を改定する時期

1円以上の変動があった月の調査価格公表日（原則11日）

(5) 当初契約単価の変更を行った後の取扱い

単価変更を行った月の調査価格を基準とするほかは、上記と同様にする。

(6) 調査価格公表日（原則11日）以外での変更

調査価格公表日以外で市場価格に著しい変動があった場合は、別途協議の上、価格変更を行う。

機密の保全に関する特約

(基本的事項)

第1 請人(以下「乙」という)は、契約業務を行うに当たっては、本特約の定めるところにより、機密情報の保持に万全を期さなければならない。

(機密情報の定義)

第2 本特約において「機密情報」とは、契約の締結の前後、口頭、書面等の伝達手段、甲が機密と指定したか否かを問わず、岡山県(以下「甲」という)が乙に提供した一切の情報及び乙が契約業務において収集した一切の情報をいう。

(除外事項)

第3 本特約においては、次の事項に該当することを乙が書面をもって証明できる情報は機密情報に該当しないものとする。

- (1) 契約締結後、甲が書面により機密情報から除外することに同意した情報
- (2) 提供以前に公知であった情報及び提供以降乙の責めに帰せずして公知となった情報
- (3) 乙が独自に保有していた情報又は独自に開発した情報
- (4) 乙が機密保持義務を負うことなく甲以外の第三者から入手した情報

(機密保持)

第4 乙は、機密情報が甲の重要な業務上の秘密であり、万が一機密情報が漏えい、滅失又はき損した場合には、甲に回復不可能な損害が発生することを認識し、理解したものとする。

- 2 乙は、機密情報について厳に秘密を保持するものとし、甲の事前の書面による承認のない限り、第三者又は業務上知る必要のない従業者(役員も含む。以下同じ。)に対して漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

(収集の制限)

第5 乙は、機密情報を収集するときは、契約業務を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

(利用及び提供の制限)

第6 乙は、甲の指示又は承認のない限り、機密情報を契約の目的以外の目的に利用し、又は提供してはならない。

- 2 乙は、公務員、弁護士、会計士、税理士等法律上守秘義務を負うものに対して機密情報を開示又は提供する合理的必要が生じた場合には、開示又は提供に先立ちその旨を甲に報告しなければならない。

(加工、複写及び複製の禁止)

第7 乙は、機密情報が記録された資料等を、甲の承認のない限り加工し、複写し、又は複製してはならない。

(仕様書等の管理)

第8 甲が乙に貸与する契約に関する仕様書その他の資料(以下「仕様書等」という。)については、乙は、特に厳重な取扱いを行うものとし、その保管管理につき、甲に対して一切の責任を負うものとする。

- 2 乙は甲の指定する場所において個別業務を行う場合に持ち込む物品、仕様書等を適正に管理するものとする。また、甲の承認なくしては、その場所から物品、仕様書等を持ち出してはならないものとする。
- 3 乙は、仕様書等を、契約の実施その他甲の指定した目的以外に使用してはならないものとする。
- 4 乙は、仕様書等を甲の承認なくしては、方法の如何にかかわらず複製し、又は複写してはならないものとする。
- 5 契約業務が終了したときその他仕様書等について甲から返還を求められたときは、直

ちにこれを甲に返還するものとする。

(安全管理)

第9 乙は、機密情報が記録された資料等を現に取り扱う場合を除き、保管庫へ施錠保管するものとし、業務時間中であっても露出放置することのないよう必要な措置を講じなければならない。

(資料等の返還及び廃棄)

第10 乙は、甲から要求があったとき又は契約業務が完了し、若しくは完了できなくなり機密情報が記録された資料等の使用若しくは保存の必要がなくなったときは、直ちに、機密情報が記録されたすべての媒体を甲に返還するものとする。

(報告)

第11 乙は、乙が機密情報を漏えいし、滅失し、若しくはき損し、契約の目的を超え、若しくは契約の目的以外の目的に利用し、提供し、加工し、複写し若しくは複製し、又は委託業務に際し、機密情報の情報セキュリティが損なわれた場合（以下「漏えい等」という。）及びそのおそれが生じた場合は、直ちに甲に報告するとともに、速やかに所要の措置を講ずるものとする。

2 漏えい等の場合、乙は、甲が要求するすべての事項について直ちに調査を行い、甲に報告しなければならない。また、甲の指示に従い、漏えい、滅失又はき損を防止し、契約の目的以外の目的での利用又は提供を停止する措置を講じなければならない。

3 漏えい等の場合、乙は、甲が指定する方法、時期及び内容により、漏えい等に係る事実を公表しなければならない。

(損害賠償等)

第12 乙は、漏えい等その他本特約に違反したことにより甲に生じた損害を賠償しなければならない。なお、賠償の対象となる損害には、甲の逸失利益等の間接損害、甲の信用毀損により発生した損害、甲における漏えい等への内部的・外部的対応費用及び第三者に対して必要となった賠償金を含むものとする。

2 漏えい等を原因とした甲から第三者への賠償において、甲と第三者が合理的基準により定めた金額又は甲が合理的基準に基づき第三者に提示した金額について、乙は、甲に対して異議を述べないものとする。